

核兵器禁止条約に署名・批准を国に求める意見書提出についての陳情

[陳情趣旨]

核兵器禁止条約は、2017年7月7日、国連加盟国の3分の2に当たる122ヶ国の賛成で採択され、2020年10月24日、発効に必要な50ヶ国の批准を達成し、2021年1月22日から条約が発効されています。その後も署名・批准国は増え続け現在92ヶ国です。唯一の戦争被爆国である日本の姿勢が問われています。

私たち年金者組合には、戦争を知る世代の人々が多く所属しています。私たち高齢者は悲惨な戦争を体験してきた者として、戦争が起こり、核兵器が使われる恐怖を次代に残したくありません。核兵器の存在を放っておくわけにはいきません。

世界が核兵器廃絶への大きな一歩を踏み出す中、日本政府は「保有国と非保有国を分断するもの」などと、核兵器禁止条約に反対し続けています。

「核兵器廃絶平和都市宣言」を持つ習志野市では、毎年「核兵器廃絶平和都市宣言記念展」「平和祈念式典」「被爆地への代表団派遣」「被爆体験講話」などの平和事業を行っており、敬意を表します。

661(7/31現在)の地方議会が国に核兵器禁止条約への参加を求める意見書を採択しています。「核兵器廃絶平和都市宣言」を持つ習志野市においても、ぜひ意見書を提出していただくよう、下記項目について陳情いたします。

[陳情項目]

日本政府は、2017年7月7日国連で採択され、2021年1月22日に発効された核兵器禁止条約にただちに署名、批准し、唯一の被爆国として核兵器全面禁止・廃絶の責務を果たすよう、総理大臣・外務大臣あてに意見書の提出をお願いいたします。

2023年(令和5年)8月23日

全日本年金者組合習志野支部

支部長 山川禎一

習志野市実綱 5-20-2

電話:

(連絡先

習志野市議会議長 佐々木秀一 様



消費者被害を防止、救済するため、特定商取引法の抜本的な法改正を求める意見書を政府等に提出することを求める請願

【紹介議員】

相原和幸



2023年(令和5年)8月23日

習志野市議会

議長 佐々木 秀一 殿

請 願 者

〒260-0013

千葉県千葉市中央区中央本町13番9号

千葉県弁護士会

会長 菊 地 秀 樹

TEL

第1 件名

消費者被害を防止、救済するため、特定商取引法の抜本的な法改正を求める意見書を政府等に提出することを求める請願

第2 請願の趣旨(要旨)

習志野市議会が、国会及び政府に対し、幅広い世代の消費者被害を防止、救済するために、特定商取引法の抜本的改正を求める意見書を提出していただくよう、地方自治法第124条の規定により請願いたします。

第3 請願の理由

- 1 特定商取引に関する法律(以下「特定商取引法」といいます。)は、訪問販売等消費者トラブルを生じやすい特定の取引類型を対象に、事業者による不公正な勧誘行為等の取り締まり等を行う法律です。

これまで同法は、幾度も改正が繰り返されてきましたが、2016年の法改正(以下「平成28年改正」といいます。)の附則第6条に、「政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の特定商取引に関する法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認める時は、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする」とのいわゆる5年後見直しが定められました。

そして、同改正法の施行が2017年12月1日であることから、2022年12月1日に5年後の経過を迎えることになりました。

- 2 令和4年版消費者白書によると、全国の消費生活センター等に寄せられた消費生活相談は85.2万件であり、ここ15年ほど高止まりが続いている状況です。そして、この消費生活相談のうち、特定商取引法の対象取引分野に関する相談は全体の54.7%という高い比率を占めています。

そして、令和4年版消費者白書によれば、65歳以上の高齢者の相談では、特商法の対象取引分野のうち訪問販売の割合が14.4%、電話勧誘販売の割合が8.1%であり、65歳未満の割合の2倍を超えています。さらに、令和4年版消費者白書によると、認知症等高齢者においては、訪問販売・電話勧誘販売の相談が48.6%と圧倒的多数を占めており、判断力の衰えた高齢者が悪質商法のターゲットにされていることがうかがわれます。

また、令和4年版消費者白書によると、世代全体で見ると、インターネット通販に関する相談が27.4%と最多となっており、デジタル社会の進展やコロナ禍の影響からインターネット通販におけるトラブルが増加しています。

さらに、マルチ取引は、相談件数全体に占める割合は1.1%であるものの、20歳代においては5.1%と高い比率を示しており、今後は本年4月の成年年齢引下げに伴う被害の増加が心配されます。

以上により、平成28年改正後も特定商取引法の対象取引分野における消費者相談は高止まりを示しており、幅広い世代の消費者被害を防止、救済するためには、この5年後見直しを機に、特定商取引法の抜本的改正がなされることが急務となっています。

- 3 具体的には、特定商取引法における対象取引分野のうち、訪問販売・電話勧誘販売、通信販売、連鎖販売取引（いわゆるマルチ取引）について、以下のような改正がなされるべきです。

(1) 訪問販売・電話勧誘販売について

消費者が望んでいない訪問や電話による勧誘は、高齢者などを中心に、断り切れずに不本意な契約をしてしまうことが少なくなく、消費者トラブルの温床となっています。そして、特定商取引法は、第3条の2第2項や第17条において、消費者が契約を締結しない旨の意思を表明した場合に、事業者が勧誘を行うことを禁止しています。

そこで、少なくとも消費者が勧誘を拒絶した場合には、訪問販売、電話勧誘を受けたくないという消費者の意思の尊重を徹底する仕組みが必要です。

訪問販売においては、消費者が「訪問販売お断り」と記載された張り紙等（以下「ステッカー」といいます。）を家の門戸に貼付した場合には、特定商取引法第3条の2第2項による「契約を締結しない旨の意思を表示した」場合に該当することを条文上明らかにすることが考えられ、また、電話勧誘販売においては、消費者が事前に電話勧誘販売を拒絶できる登録制度、すなわち、電話勧誘を受けたくない人が電話番号を登録機関に登録することとし、登録された番号には事業者が電話勧誘することを禁止する制度（Do-Not-Call 制度）を導入すべきです。

さらに、訪問販売や電話勧誘販売においては、店舗販売と比較して、店舗を持つことなく営業を行うことが可能であることから、信用力の低い事業者の参

入も容易であり、不正な勧誘行為を行いながらその所在を変えて事業を繰り返すことも可能となっています。そこで、訪問販売や電話勧誘販売においても、店舗販売に準ずる信頼を確保するために、事業者の登録制を導入すべきです。

(2) 通信販売について

現在の特定商取引法では、他の特定商取引法の取引類型と異なり、通信販売については、再勧誘の禁止や威迫困惑行為の禁止等の行政規制が定められておらず、また、クーリング・オフや不実告知による取消権等も設けられておりません。

そもそも、特定商取引法の通信販売は、消費者がカタログを閲覧して申込みをする形態やインターネットで自らがウェブサイトを開覧し、吟味した上で申込みをする形態が想定されています。

しかしながら、近年、通信販売で急増している消費者トラブルにおいては、消費者が自ら積極的に通信販売業者のウェブサイトを開覧して申込みをするのではなく、消費者が日常的に利用している SNS を通じて事業者からメッセージが送られてきたり、SNS 上の広告を見たことがきっかけでインターネットを通じて事業者やその関係者から勧誘され、申込みに誘導される例が多くみられます。

このような手段による勧誘は、消費者からすれば、突然一方的に示されるものであって不意打ち性が高く、また、スマートフォンなどを用いた一対一でのやりとりが中心となるため、密室性が高い点で、訪問販売や電話勧誘販売と同様の問題点があります。

そこで、このようなインターネットを通じて勧誘が行われる場合には、通信販売においても、行政規制やクーリング・オフ及び不実告知等の取消権を規定すべきです。

また、現在、通信販売業者による解約・返品に関する受付体制整備義務や解約・返品の申出方法（解約受付方法）についての規制は特段存在しません。

しかし、インターネット上の通信販売に関するトラブルにおいて、ウェブサイト上で購入の申込みを受け付けている通信販売業者が、ウェブサイト上での解約受付体制を設けていないケースや、近年増加しているサブスクリプション契約でも解約方法が分からない等のトラブルが発生しています。また、同様に「電話による解約のみ受け付ける」旨を表示しておきながら、消費者が架電してもいっこうに繋がらず、解約ができないケースも見受けられます。

そこで、インターネットを利用した通信販売において消費者が解約を希望する場合、契約申込みと同様の方法（ウェブサイト上の手続き）による解約申し出の方法を定めることを通信販売業者に義務付け、迅速・適切に解約・返品に対応する体制を整えさせることが必要です。

さらに、インターネット広告画面の中には、消費者の誤認を招く不公正な表

示がなされている事例が少なくないことから、広告表示においても、通信販売業者が網羅的で正確かつわかりやすい広告を行うなど、広告表示の透明性確保を法令等で明確化することが必要です。

また、インターネットや SNS 上の詐欺的な広告や勧誘をみて通信販売を利用した消費者が被害を被った場合でも、その広告上に通信販売業者の氏名や名称、住所などが十分に記載されていないことから、訴状における当事者の特定ができず、被害回復を図れないケースが多くみられます。

そこで、連絡先が不明な通信販売事業者及び当該事業者の勧誘者等により自己の権利を侵害された者は、SNS 事業者、プラットフォーム等に対し、通信販売業者及び勧誘者を特定するための情報の開示を請求できるようにすべきです。

(3) 連鎖販売取引（いわゆるマルチ取引）について

全国消費生活情報ネットワークシステム（PIO-NET）によるマルチ取引に関する消費生活相談の件数は、毎年ほぼ 1 万件以上の相談が続いている上、2020 年度の相談件数 1 万 1 7 1 件のうち、20 歳未満及び 20 歳代の相談件数が 4 9 9 6 件と全体の 4 9 % を占めるなど、近年は、若者がトラブルに遭う割合が増加しています。

勧誘方法も、インターネット等を利用してメール、SNS 等によるものが増加しており、組織の実態、中心人物の特定やその連絡先を知ることができず、自分を勧誘した相手方の素性もわからないなど、被害の回復が困難なケースが増加しています。

そもそも、マルチ取引においては、単なる物品販売とは異なり、特定利益の收受を目的として、一定期間にわたり取引を続けることが想定されることから、連鎖販売取引業者には、組織、責任者、連絡先等を明確化させ、取扱商品・役務の内容・科学、特定利益の仕組み、収支・資産の適正管理体制、トラブルが生じた場合の苦情処理体制や責任負担体制の明確化が求められるものというべきです。

そこで、連鎖販売取引について、国による登録・確認等の開業規制を導入すべきです。

また、近時、物品販売等の契約を締結した後に、新規加入者を獲得することによって利益が得られる旨を告げてマルチ取引に誘い込む事例、つまり、特定取引の收受に関する説明を後出しするマルチ取引（以下「後出しマルチ」といいます。）のトラブルが増えています。

後出しマルチは、大学生などの若者がターゲットにされることも多く、簡単に利益が得られるかのような勧誘を受けて、借金などをして投資に関する情報商材等を購入したものの、勧誘時の説明と異なって利益が得られない事態となった場面で、「他の者（友人など）を勧誘して情報商材に関する契約を獲得す

れば、利益が得られる」などと勧誘し、借金の返済に窮した消費者が自らも勧誘員となって新規契約者の勧誘に走るという構造にあります。後出しマルチの手法によって勧誘員となった者は、購入した情報商材等が説明どおりの価値を有しないことを認識した上で他者の勧誘に走る点で、新規契約者を獲得することによって利益を得ることを目的とした不当な勧誘が繰り返されやすいという点で、問題性が非常に高いと言えます。

そして、現在の特定商取引法第33条第1項では、特定利益を収受し得ることをもって誘引し、特定負担を伴う取引をすることが連鎖販売取引の要件とされていることから、後出しマルチを展開する事業者などは、特定負担の契約締結時に特定利益を収受し得ることを誘引行為として用いてないから特定商取引法の適用がないものと主張し、クーリング・オフによる解約に応じない事業者も存在しています。

そこで、特定商取引法第33条を改正し、現行法の連鎖販売取引の定義規定に後出しマルチの類型も加えて、脱法的な後出しマルチ取引を防止する必要があります。

また、前述の若者がトラブルに遭うケースが増加していることからわかるように、社会的経験が乏しい者との間のマルチ取引は、そもそも、顧客の知識、経験、財産の状況、契約締結の目的に照らして不適當な勧誘を行なってはならないという適合性原則に違反するものというべきです。また、先行する契約の際に債務を負担しているケースや、前述の後出しマルチのようなケースは、他者を勧誘することによる利益を得ることが目的となるあまり、無理な勧誘を行いがちとなるため、そもそもそのような者に対する紹介利益提供の勧誘自体を禁止すべきといえます。そこで、22歳以下の者、先行する契約として投資等の利益収受型取引を締結した者、先行する契約の対価に係る債務を負担している者など不適合者に対する紹介利益提供契約の勧誘等を禁止すべきです。

- 4 以上の理由により、消費者被害を防止、救済し、消費者の安心安全な生活を確保するため、貴議会にお願いいたします。

以 上

習志野市議会議長 佐々木 秀一様

習志野演習場へのオスプレイ飛来及び訓練と

船橋市・八千代市・習志野市上空通過に反対する陳情書

2023年 8月25日

どこの空にもオスプレイはいらない@ナラシノ

代表 沖山 槇子

住所 習志野市秋津3-2-8-4

電話

【陳情趣旨】

陸上自衛隊のV22オスプレイが木更津駐屯地に2020年7月から配備され、最終的には17機が配備される計画です。

2020年8月に北関東防衛局は関東一帯の上空で操縦訓練を行うことを想定していると発表しています。さらに防衛省は、「早朝・夜間・低空の飛行訓練なども、やむを得ず住宅地、病院などの上空を飛行する場合もあることをご理解いただきたい」と表明しています。木更津駐屯地のオスプレイはすでに近隣の各県の基地や演習場に飛行、訓練を行っています。私たちはなによりも木更津駐屯地が恒久的に訓練基地、整備基地として運用されることを強く危惧しています。

オスプレイは製造段階から欠陥機と言われ、何回も墜落事故や緊急着陸を繰り返しています。米軍のオスプレイは昨年3月にノルウェーで、6月にアメリカで墜落事故があり搭乗員が亡くなっています。日本では青森県の小川原湖で超低空訓練を強行しています。沖縄では部品を落下させ、全国各地で緊急着陸を繰り返しています。最近では訓練時の高度を地上60mにすることが日米政府で合意されています。騒音等によって周辺住民の平穏な生活を奪います。

習志野市、船橋市、八千代市の3市市長はオスプレイが3市市内いずれかの上空を通過する場合は、事前に防衛省から3市市議会及び地元住民に対し、オスプレイの飛来や運行のあり方、機体の安全性、生活環境への影響等について十分説明するよう、要請しています。議会から市長に対して以下の事項を要請して下さるよう陳情します。

【陳情事項】

1. 防衛省に対して、オスプレイの3市上空の通過、訓練は行わないよう要請してください。
2. オスプレイの訓練について、市として情報を収集し、市民に公開してください。



習志野市に於ける地球沸騰化^[0] (温暖化) 防止取組の道筋に関する陳情

陳情趣旨

習志野市の地球温暖化に関する対策について、日頃より議会定例会で議論を深めてくださり、感謝申し上げます。

習志野市は令和4年6月7日の習志野市議会において、2050年ゼロカーボンシティへ挑戦することを表明しました。しかしながら市のHPを確認しても、「ガイドライン」を見つけることはできませんでしたが、その道筋(ロードマップ)らしきものが示されていません。どうやって2050年までにカーボンニュートラルに持っていくのか、市民に対してその道筋(いつまでにどんな取組みを行い数値目標はどうするのか?)を示し実行することこそがカーボンニュートラルの実現の為に不可欠だと思っています。内容については市議会にて実効性のある有効な取組みを決めて頂きたく、そのために参考になりそうな内容を取組項目(参考)として下に列挙致しました。

今年の夏は地球全体で見ると過去最高に暑い夏であると言われています。ですが、これは序の口であり、今後世界平均気温は暫く上がって行く^[1]と見られています。都市部ではヒートアイランド現象を起こし、湿度の高い日本では、単に外を出歩くだけでも危険な状態に陥る可能性があります。^{[2][17]}

現状と同程度の対策しか行わなかった場合、気候がティッピングポイント(気候転換点)を超えることが予想されています。^{[2][3]} これらが起これば、自然は人類がコントロールできる限界を超えて地球沸騰化の悪循環に陥り、次のようなリスクが考えられます。

地球沸騰化の悪循環に陥った場合の主なリスク

- ・ 甚大な人的被害や大規模停電を引き起こす自然災害(スーパー台風の発生/全国規模での活発な線状降水帯の発生/山火事/干ばつ等)が頻発
- ・ 自然災害頻発による農作物の被害、家屋や家財道具の損失、避難生活の長期化
- ・ 家屋や家財道具の損失による保険金の増大
- ・ 熱中症などが増大、医療費の増加
- ・ 農作物被害による食料品の高騰
- ・ 環境の変化による生態系の破壊及び農作物の不作(育成に適さない環境になってしまうため)
- ・ 海流などの変化による漁獲量の低下



- ・ 世界的食料不足による飢餓（食料自給率の低い日本はリスク大）
- ・ エアコンなどを長時間使用することによる電気代の高額請求
- ・ グリーランドや南極の氷床融解による海面上昇（100～10000年位かけて上昇）^[3]
- ・ 氷床融解による低地への浸水

重要なのはこれらの問題は決して一過性のものではなく、来年も再来年も継続して発生し、産業革命以降の気温上昇を1.5～2.0℃に抑える有効な対策を打たなければ、更に事態が深刻化し続けるという事です。^{[1][4]} この状況をきちんと把握し成果が上げられるよう対応することは、この宇宙で人類が住める唯一の星「地球」を守るため、避けて通ることの出来ない道だと思います。

取組項目（ご参考）

- ・ 新規建物（住宅・ビル）のゼロエミッション化（ZEH、ZEB）の推進（太陽光パネル及び断熱材の義務化）^{[5][6][7][8]}
- ・ 既存建物の太陽光パネル及び断熱材導入補助^[5]（電気料金を削減し、冬場のヒートショックも防ぐ）
- ・ 市として新電力会社を作り、市域で余った再エネ電力の売買やグリーン水素の生成、水素発電などへの道筋を作る。^{[9][10]}（エネルギーの地産地消の取り組み。千葉県や他自治体との連携が必要。千葉県は製鉄所が多く、鉄を作る際に大量のCO2を放出している。（1tの鉄を作るのに2tのCO2排出）鉄鉱石を還元するのに従来の石炭ではなく水素を使う方法（直接還元製鉄）に切り替えることでCO2を減らすことができる。水素が余れば再度水素発電により電気エネルギーに変換することが可能であり、夜間の電力不足を補う事が出来る）
- ・ EVの普及を見込み、幹線道路沿いに充電の為にステーションを設置する（習志野市は市域が狭いので県と協力しながら進める方がよいのでは？）
- ・ ごみの総量を減らし、燃焼時の燃料投下量を減らすため、生ごみ処理機購入の助成
- ・ ごみ収集を戸別収集に（集合住宅を除く）^{[11][12]}（ごみに対する住民の意識を高め、ごみ削減につながる）
- ・ ソーラーシェアリングの積極導入^{[13][14]}（農家の収入減として期待でき、休耕地を農地としてよみがえらせることも可能）
- ・ 不耕起栽培の推奨^{[15][16]}（炭素固定量は、不耕起栽培法では1ヘクタール当たり年間0.5トンと言われている）

- ・ 市民に対する啓発活動（不特定多数の市民を集め勉強会（環境問題に興味のない方に参加いただくことで横の広がりをもつ）、バスなど公共交通機関のラッピング、市役所に省エネ対策の展示し市の取り組みやCO2削減のポイントなど紹介）
- ・ 市の所有している車のEV化（改造を行っている自治体あり）

陳情項目

- ① 2050年までにカーボンニュートラル達成へ向けた具体的なロードマップを示す
- ② 国は2030年までに、新築住宅・建築物の50%がZEH、ZEBとなることを目指している。それと整合する対策及びロードマップを示す

※早期に実施していただきたい項目です。これが無ければ2050年カーボンニュートラルは実現できないと考えます。中期（3～5年毎）の目標を持ち、実行可能な具体性のある取り組みを行なうことは能動的に問題を解決する手がかりとなり、最終的な目標達成へと繋がると思います。

資料0 国連のアントニオ・グテーレス事務総長は7月27日、ニューヨークの国連本部で記者会見を開き、「地球沸騰化の時代が到来した」と発言

出典：alterna 国連のグテーレス事務総長「地球沸騰化」発言の全文 <https://www.alterna.co.jp/91171/>

資料1 東京大学 未来ビジョン研究センター 江守正多教授

「大事なことは(今の暑さは)序の口に過ぎないということ。これからどんなに対策をしても世界平均気温は暫く上がっていく。これより暑い夏が来ることは間違いないということ。」

「臨界点を越えるとそれがドミノ倒しのように連鎖し、地球の気候システムが崩壊。人間には止められなくなる。+4℃くらいまで温暖化が進んでしまう仮説も…。(中略)温暖化の影響っていうのはジワジワと上がっていくんじゃなくて、ある時点で急激に立ち上がる。そこがティッピングポイントで、^[3] 永久凍土だったら、解け始めるとメタンが出てきて、メタンが出てくると温暖化が進んで、さらに凍土が溶け出して…、悪循環が始まる。」

出典：12万年で1番 命を脅かす猛暑 気温上昇がもたらす暑さより怖いもの…【報道1930】 <https://news.dig.tbs.co.jp/articles/-/628058?display=1>

資料2 2100年未来の天気予報



出典：環境省「報道発表資料」より

<https://www.env.go.jp/press/107008.html>

気温上昇を1.5℃以下に抑えられなかった場合を表示していますが、現時点と同程度の取り組みが続いた場合、気温上昇を1.5℃以下に抑えることはできず、^{[3][4]} 地球沸騰化の悪循環を引き起こし、今の状態を更に悪化させてしまいます。線状降水帯や強い台風の来襲も増えることが予想され、今以上に大きな被害が予想されます。

資料3 気候のティッピングポイント

表1：気候ティッピング・ポイント

(McKay らによる参考文献1より山本が作成)

| 気候ティッピング・ポイント | しきい値の最良評価値 (°C) | しきい値の範囲 (°C) | タイムスケール最良評価値 (年,y) k=1000 |
|----------------|-----------------|--------------|---------------------------|
| グリーンランド氷床崩壊 | 1.5 | 0.8~3.0 | 10ky |
| 西南極大陸氷床崩壊 | 1.5 | 1.0~3.0 | 2ky |
| 熱帯サンゴ礁枯死 | 1.5 | 1.0~2.0 | 10 |
| 北方永久凍土の突発的融解 | 1.5 | 1.0~2.3 | 200 |
| バレンツ海水消失 | 1.6 | 1.5~1.7 | 25 |
| ラブラドル海流崩壊 | 1.8 | 1.1~3.8 | 10 |
| 山岳氷河消失 | 2.0 | 1.5~3.0 | 200 |
| 西アフリカモンスーンのシフト | 2.8 | 2.0~3.5 | 10 |
| 東南極大陸氷床崩壊 | 3.0 | 2.0~6.0 | 2ky |
| アマゾン熱帯雨林枯死 | 3.5 | 2.0~6.0 | 100 |
| 北方永久凍土崩壊 | 4.0 | 3.0~6.0 | 50 |
| 大西洋海流崩壊 | 4.0 | 1.4~8.0 | 100 |
| 北方森林枯死一南 | 4.0 | 1.4~5.0 | 50 |
| 北方森林拡大一北 | 4.0 | 1.5~7.2 | 50 |
| 冬の北極海氷崩壊 | 6.3 | 4.5~8.7 | 20 |
| 東南極大陸氷床崩壊 | 7.5 | 5.0~10.0 | 10ky 以上 |

出典：「気候非常事態-気候がティッピング・ポイント（転換点）を超えた、今こそカーボンニュートラルのアクションプランを」山本良一 東京大学名誉教授 <https://www.jeiic.org/wp-content/uploads/2022/11/20221115-1.pdf>

上記表のしきい値は各項目が起こるとされる気温です。現時点で1.1~1.2°C気温上昇しており、既にしきい値の範囲に入っている項目も多くなっています。

危惧すべきは、こうした地球規模の変化が更に異なる環境変化へと連動することで、これまでの生活（作物が取れなくなるなど）が成り立たなくなったり、より沸騰化（貯蔵されていた膨大な量の地球温暖化ガスが放出される）が進んだりすることです。

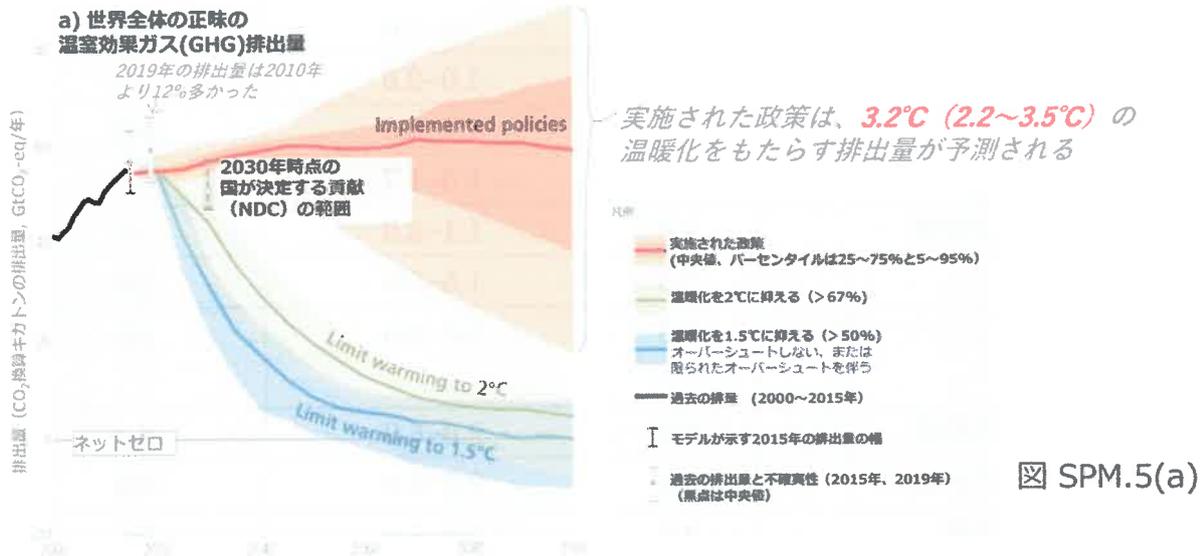
氷床の崩壊については時間がかかるものなので、自分たちが生きている間に全ての氷が解けてしまうことはないと思われます。しかし人類の対策が遅れると、その進行は不可逆的となり、確実に未来の人類（子孫たち）に大きな影響をもたらします。

資料4 1・ 5°C目標達成に必要な世界のGHGおよびCO2削減量

温暖化を1.5°C又は2°Cに抑える経路における温室効果ガス (GHG) 及びCO₂削減量 (2019年比)

| | | 2019年の排出水準からの削減量(%) | | | |
|--|-----------------|---------------------|------------|-------------|-------------|
| | | 2030 | 2035 | 2040 | 2050 |
| オーバーシュートしない又は限られたオーバーシュートを伴って温暖化を1.5°C(>50%)に抑える | GHG | 43 [34-60] | 60 [48-77] | 69 [58-90] | 84 [73-98] |
| | CO ₂ | 48 [36-69] | 65 [50-96] | 80 [61-109] | 99 [79-119] |
| 温暖化を2°C(>67%)に抑える | GHG | 21 [1-42] | 35 [22-55] | 46 [34-63] | 64 [53-77] |
| | CO ₂ | 22 [1-44] | 37 [21-59] | 51 [36-70] | 73 [55-90] |

CO₂正味ゼロ及びGHG正味ゼロの排出量は全ての部門における大幅な削減によって実現しうる



出典：環境省地球環境局「IPCC 第6次評価報告書(AR6)統合報告書 (SYR) の概要」2023年4月、4頁。

添付資料1の図表は、IPCC統合報告書の政策決定者向け要約 (SPM) の内容を環境省がまとめたものです。

上の表は、温暖化を1.5°Cまたは2°Cに抑えるシナリオにおいて、2050年までに必要な世界の温室効果ガス (GHG) と二酸化炭素 (CO₂) の削減量をパーセントで示しています。赤い線で囲っているところが、1.5°C目標を達成するために必要な削減割合を示しており、上段が温室効果ガス、下段が二酸化炭素の必要な削減量を表しています。これらは全て2019年を基準にしています。これを見ると、2035年までにGHG排出量を60%、CO₂を65%まで削減する必要があるということが分かります。

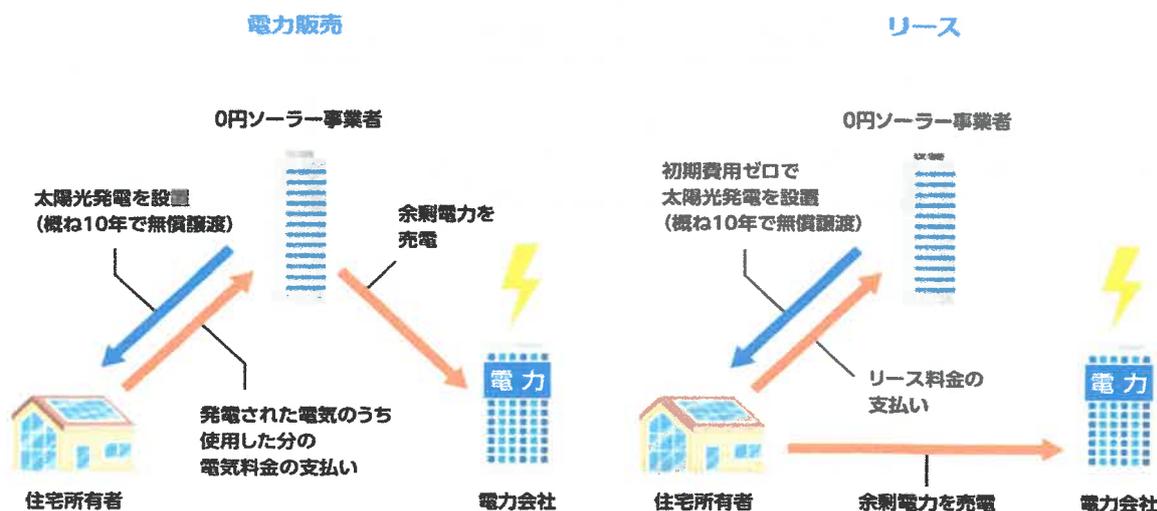
表の下のグラフは、シナリオごとの2100年までの世界のGHG排出量の推移を示しています。赤線と赤色の範囲は、現状維持シナリオにおける世界の排出量の推移を表しているものになります。IPCCによれば、現状の政策が維持された場合、世界の平均気温は産業革命前と比較して、2.2°Cから3.5°C、平均して3.2°Cほど上昇すると予測しています。

そのため、世界の気温上昇を1.5°Cまたは2°Cに抑えるには、この10年間に全ての部門において急速かつ大幅で、ほとんどの場合即時のGHGの排出削減が必要であると論じています。グラフの緑の範囲が、温暖化を2°C以下に抑える場合、青の範囲が、温暖化を1.5°C以下に抑える場合に必要とされる排出量削減の推移となります。どちらのシナリオの場合でも、世界各国のGHG排出量は、2020年から遅くとも2025年までにピークを迎えますが、その後急速な削減化の実現が必要であり、現時点のNDC目標ではそれが不十分である事を示しています。

資料5 神奈川県0円ソーラーとは

事業者が初期費用を負担して、住宅に太陽光発電を設置し、発電した電力の売電料もしくは設備のリース料により、初期費用を回収するので、住宅所有者は初期費用0円で太陽光発電を設置できるものです。設置後、一定期間（概ね10年間）は、発電された電気のうち使用した分の電気料金もしくはリース料の支払いが必要ですが、一定期間経過後は、設備が住宅所有者に無償譲渡されます。

「0円ソーラー」の仕組み



「0円ソーラー」4つのメリット

- ・ 0円で設置可能！契約期間中の維持管理は手間いらず！
- ・ 契約期間後は、あなたのものに！
- ・ 地球温暖化対策にも貢献！
- ・ 非常用電源としても使える！

出典：神奈川県0円ソーラー http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/0521/zeroennsolar/?fbclid=IwAR2XIt_n8rUUfaQEGq1vKiAznrLwTePyTWEfK6i-z8dQU2W6Um-1s1DIM-8

資料6 東京ゼロエミ住宅とは？



「東京ゼロエミ住宅」とは？

「東京ゼロエミ※住宅」とは、高い断熱性能の断熱材や窓を用いたり、省エネ性能の高い照明やエアコンなどを取り入れた、人にも地球環境にもやさしい都独自の住宅です。

東京ゼロエミ住宅での暮らしは、省エネに加えて、高断熱化によって快適な室温が維持され、部屋間の温度差も小さくなり、ヒートショックの抑制にもつながります。

※「ゼロエミ」とは「ゼロエミッション(ZERO EMISSION)」の略

東京ゼロエミ住宅の概要図

「東京ゼロエミ住宅」でポイントとなる、断熱と設備についてまとめた概念図です。



出典：東京都環境局 https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/home/tokyo_zeroemission_house/gaiyou.html

東京ゼロエミ住宅が目指す水準の考え方

また、2022年4月からは基準を多段階化し、従来の基準相当を水準1とするとともに、新たにより高い省エネ性能等を備える水準2、3を新設しました。

※「東京ゼロエミ住宅」基準の多段階化についてはこちらをクリック

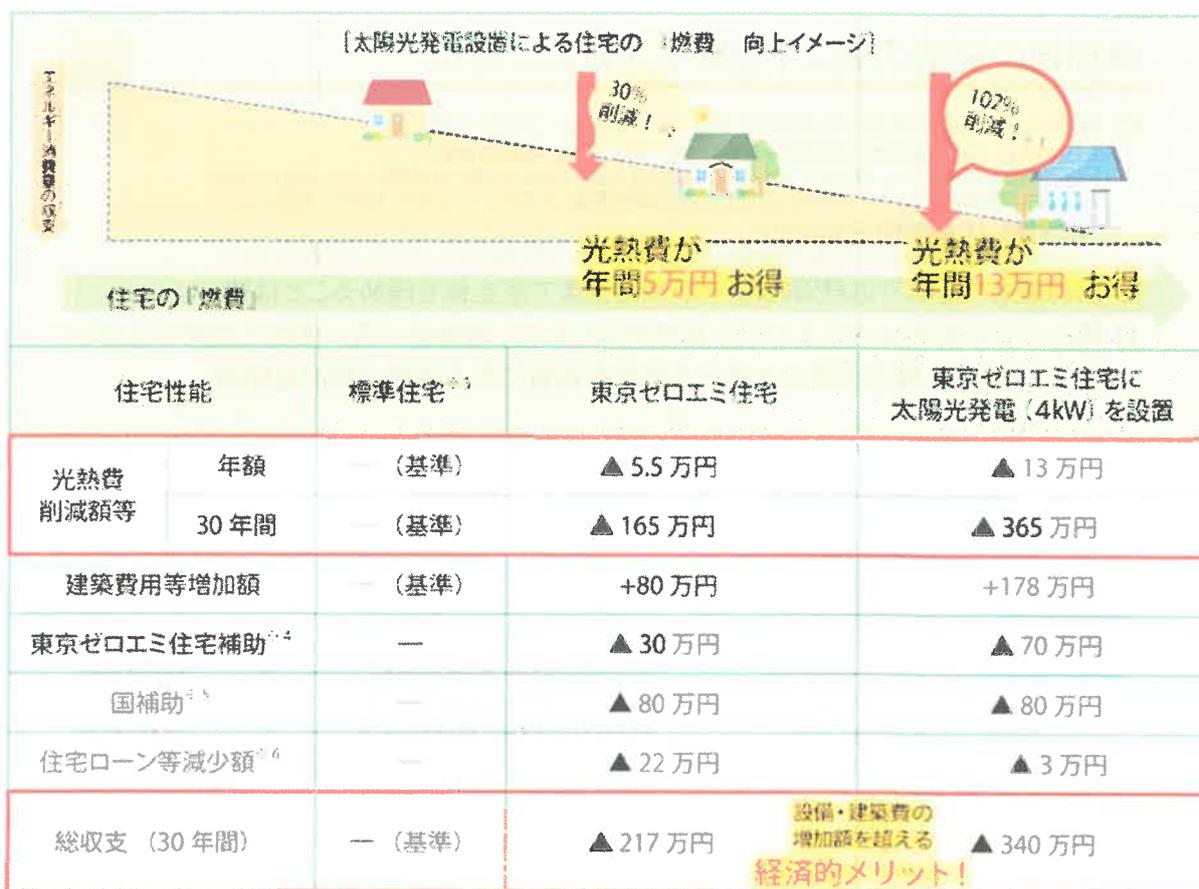
なお、再エネ設備が設置可能な住宅は、容量を問わず可能な限り設置することが望ましいとしました。

他の基準との比較

| | 東京ゼロエミ住宅が目指す水準 | | | ZEHの判断基準(6地域) | 建築物省エネ法(6地域) | |
|---|---------------------------|---------------------------|---------------------------|------------------|----------------------|---------------------|
| | 水準1 | 水準2 | 水準3 | | 建築物エネルギー消費性能誘導基準 | 建築物エネルギー消費性能基準 |
| 外皮平均熱貫流率(単位 W/m ² K) | 0.70以下 | 0.60以下 | 0.46以下 | 0.60以下 | 0.87以下 | 0.87以下 |
| 国が定める省エネルギー基準からの削減率(内は水準以外の構造の敷居住宅等に対しては準拠せず) | 30% (25%)以上 (再エネ除く) | 35% (30%)以上 (再エネ除く) | 40% (35%)以上 (再エネ除く) | 20%以上 (再エネ除く) | 20%以上 (BEI 0.8以下) | 0%以上 (BEI 1.0以下) |

出典：東京都環境局 https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/home/tokyo_zeroemission_house/gaiyou.html

住宅の燃費



(2022年9月作成)

- ※1 都独自に定めた、高い断熱性能を持った新熱材や窓を用いたり、高い省エネ性能を有する家電製品などを取り入れた住宅(本試算においては「水準1」を適用)
- ※2 100㎡の戸建住宅(3人家族)を想定、エアコン、換気、給湯、照明における年間消費エネルギーが対象。「住宅に関する省エネルギー基準に準拠したプログラム」(国立研究開発法人建築研究所提供)を基に作成
- ※3 2025年度施行予定の建築物省エネ法に基づく義務基準を満たす住宅(東京(23区))
- ※4 住宅の環境性能(水準1~3)、種別に応じ、20~210万円の補助金を交付。また、太陽光発電や蓄電池を併せて設置する場合には、規模に応じて補助額を増額(太陽光発電:10万円/kW等)
- ※5 こどもみらい住宅支援事業
- ※6 【フラット35】S金利Bプランを適用し、基準の住宅として3,000万円を借り入れた場合の試算

出典：東京都環境局 https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/home/tokyo_zeroemission_house/gaiyou.html

県独自の住宅の省エネ基準を策定した背景



□ 住宅の省エネ(断熱)性能は住まい手の健康に大きく影響

<厚生労働省 入浴関連事故の実態把握及び予防対策に関する研究(平成25年度)>

- ・厚生労働省の調査では、救急車で運ばれた患者数から入浴中の事故死の数は年間約1万9,000人と推計
- ・入浴中の事故死は12月～2月の3ヶ月間で全体の5割が発生しておりヒートショックが大きく影響している

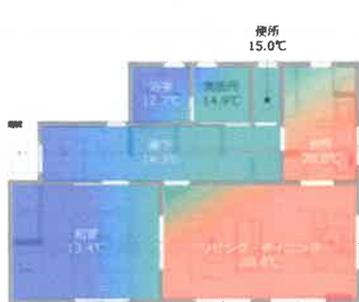
<厚生労働省 人口動態統計(平成26年)>

- ・冬期死亡増加率は北海道、青森、沖縄が最も低く、栃木、茨城、山梨が最も高い(鳥取県は16番目に高い)

□ 国の省エネ基準では経済的にトイレや浴室まで家全体を暖めることは難しい

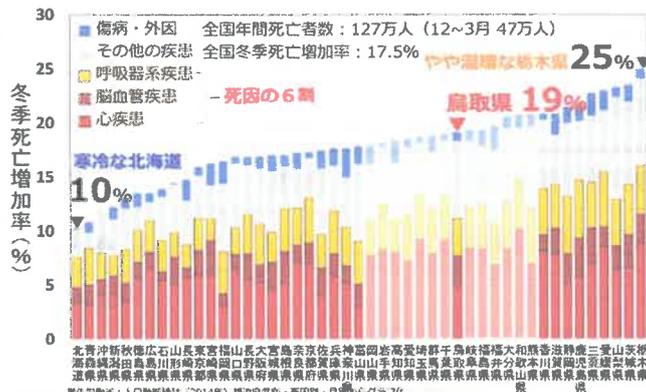
□ 国の省エネ基準は上回る公的な基準がないため、消費者が高い性能を選択できない

⇒住宅を作る側、使う側双方が省エネ性能を共有できる基準の検討を開始



国の省エネ基準の住宅における
冬季の温熱シミュレーション

出典: HEAT20 設計ガイドブック+PLUS
※省エネ法の6地域で冬にリビングを20℃で暖めた場合の各部屋の室温を示す
※NE-STは各部屋のドアを開放、国省エネ基準はドアを閉めた状態での比較



出典: 慶應義塾大学理工学部伊藤賢研究室 3

とっとり健康省エネ住宅『NE-ST』性能基準の概要



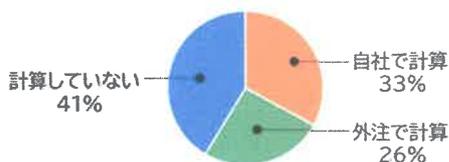
□ 国の省エネ基準を上回る3段階の基準を令和2年1月に策定

| 区分 | 国の省エネ基準 | ZEH (ゼッチ) | とっとり健康省エネ住宅性能基準 | | |
|-----------------------|--------------|---------------|----------------------|-------------------|-----------------|
| | | | T-G1 | T-G2 | T-G3 |
| 基準の説明 | 次世代基準 (H11年) | 2020年標準 政府推進 | 冷暖房費を抑えるために必要な最低限レベル | 経済的で快適に生活できる推奨レベル | 優れた快適性を有する最高レベル |
| 断熱性能 U _A 値 | 0.87 | 0.60 | 0.48 | 0.34 | 0.23 |
| 気密性能 C値 | — | — | 1.0 | 1.0 | 1.0 |
| 冷暖房費削減率 | 0% | 約10%削減 | 約30%削減 | 約50%削減 | 約70%削減 |
| 世界の省エネ基準との比較 | 寒 ●日本 (0.87) | ●今の日 本 (0.60) | ●今の日 本 (0.48) | ●今の日 本 (0.34) | ●今の日 本 (0.23) |

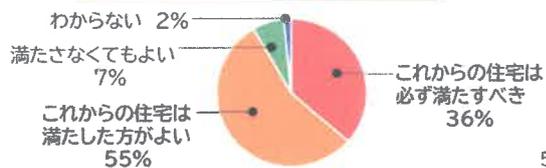
□ 基準説明会のアンケートでは約4割が「省エネ計算を行っていない」と回答

□ 基準については「今後の住宅は県の基準を満たすべき」など歓迎意見が9割以上

Q 自社で設計・施工している住宅の断熱性能を把握しているか



Q 健康省エネ住宅性能基準についてどう思いましたか



5

資料8 太陽光発電設置 解体新書

太陽光発電のメリット

毎月の光熱費が削減できます

経済性

- ✓ 月々7,800円・年間93,600円の経済的メリット
- 約98万円の設置費用が、現在の補助金（10万円/kW）を活用すると約6年で回収！
（毎月の電気代1万円程度の家で4kWを設置した場合）

防災力

- ✓ 非常時に電気が使えます
- ✓ 停電時にテレビやスマートフォンなどで情報収集・安否確認ができます。
- ✓ 蓄電池と組み合わせれば、より防災力が高まります。

環境

- ✓ CO₂削減に貢献します
- ✓ 4kWの太陽光発電によるCO₂削減量は、スギ林2,000㎡分（約200本分）の吸収量に相当します。
- ✓ エネルギーの自給にも貢献します。

CO₂排出量の削減

エネルギーの安定的な確保

太陽光発電が環境にいいこと
光熱費の削減 売電収入
停電時などの 防災力向上

海外では

海外諸都市においても
巨額減価に向けた取組が進んでいます

EU ユーロパ圏上太陽光戦略
(European Solar Roadmaps Initiative)

- ✓ 2022年5月、EU委員会がエネルギーのロシア依存を脱却するための計画「REPowerEU」の詳細を発表
- ✓ 同計画内の「ヨーロッパ屋上太陽光戦略」で2029年までに段階的に、公共・商業建物、新築住宅への太陽光発電設備の設置義務化を提案

ドイツ（州政府が進める太陽光発電義務化）

- ✓ 州政府において、太陽光発電義務化条例を導入中現況、年内16州のうち7州が太陽光義務化を導入
- ✓ ベルリン州では、2023年1月1日から、住宅への太陽光発電設備の設置義務化が開始

アメリカ・カリフォルニア州

- ✓ 2020年、州内全ての新築低層住宅に太陽光発電設備の設置が義務化
※日陰や屋根に十分なスペースがない住宅は義務免除
- ✓ 2023年には、ほぼ全ての非住宅建築物のほか、低層以外の集合住宅に義務化の対象が拡大

アメリカ・ニューヨーク州

- ✓ 2030年までに電力の再エネ比率を70%とする計画を2019年に承認
- ✓ 2019年、新築及び大規模屋根修繕を行う建築物に太陽光発電設備の設置または緑化を義務化
※屋根形状、雨水溜り、テラス・バルコニーの形状が異なる場合は対象外

太陽光発電設置 解体新書
～太陽光発電の“クエスチョン”をひも解く～
令和5（2023）年 1月
ワンストップ相談窓口（クール・ネット東京）
お問い合わせ：03(5990)5236
※受付時間：平日9時から17時まで

太陽光発電設置 解体新書

～太陽光発電の“クエスチョン”をひも解く～

東京都が導入を決めた
「新築建築物を対象とした太陽光発電の設置義務化」
についてお答えします

詳しくは「太陽光ポータル」まで！

東京都 太陽光ポータル

東京都 HTT

Q なぜ今、太陽光発電を義務化するの？

A 気候変動の一環として深刻化とエネルギー供給の不安定化が懸念され、都民生活や事業活動に多大な影響を与えています。

Q 都内CO₂排出量の減少に貢献しています。

また、2050年時点では、建築物ストックの約半分以上が建設される時期に置き換わる見込みです。

Q 太陽光発電設備設置割合(都内)

設置あり4% (9.5万棟)

太陽光設備可能建物総数 225万棟

Q 太陽光パネルの設置義務者は誰？

A ハウスメーカー等の事業者です。都内年間供給延床面積が2万㎡以上の大手住宅供給事業者が対象です。新築建築物が対象で、既存の物件は対象外です。住宅供給事業者とは宅の地主が購入者等と併せて、建物の環境性能の向上を推進していく制度です。

Q 太陽光パネルの設置義務化によって、注文住宅の地主や建売分譲住宅の購入者等に求められることは？

A 注文住宅の地主等^{※1}、供給事業者^{※2}からの説明を聞いた上で、必要な措置を講じ、環境性能向上に努めるという立場を踏まえ、注文等について判断していただきます。

※1 注文住宅の地主及び賃貸住宅のオーナー等
※2 ハウスメーカー、アパレル、等

※3 建売分譲住宅の購入者及び賃貸住宅の地主、等

Q 太陽光パネルを設置した後は、どんなメンテナンスが必要なの？

A 一般的な住宅地では、定期的に屋根に登ってパネルやガラスの清掃が必要となりますが、発電量を日常的に確認することをおすすめします。

Q 雷などが当たるため太陽光パネルのガラスが破損することはあるの？

A 一般的に、太陽光パネルのガラス面はJIS規格に適合した強化ガラスを使用しており、通常の雷であれば破損することはありません。

Q 大雨の際に浸水できるの？

A 浸水はしません。消防隊員の安全対策を講じた上で、放水による消火活動を行っています。

Q 太陽光パネルはリサイクルもできるの？

A リサイクルが可能です。首都圏には複数のリサイクル施設があります。

Q 太陽光パネルの初期設置費用を抑える方法はあるの？

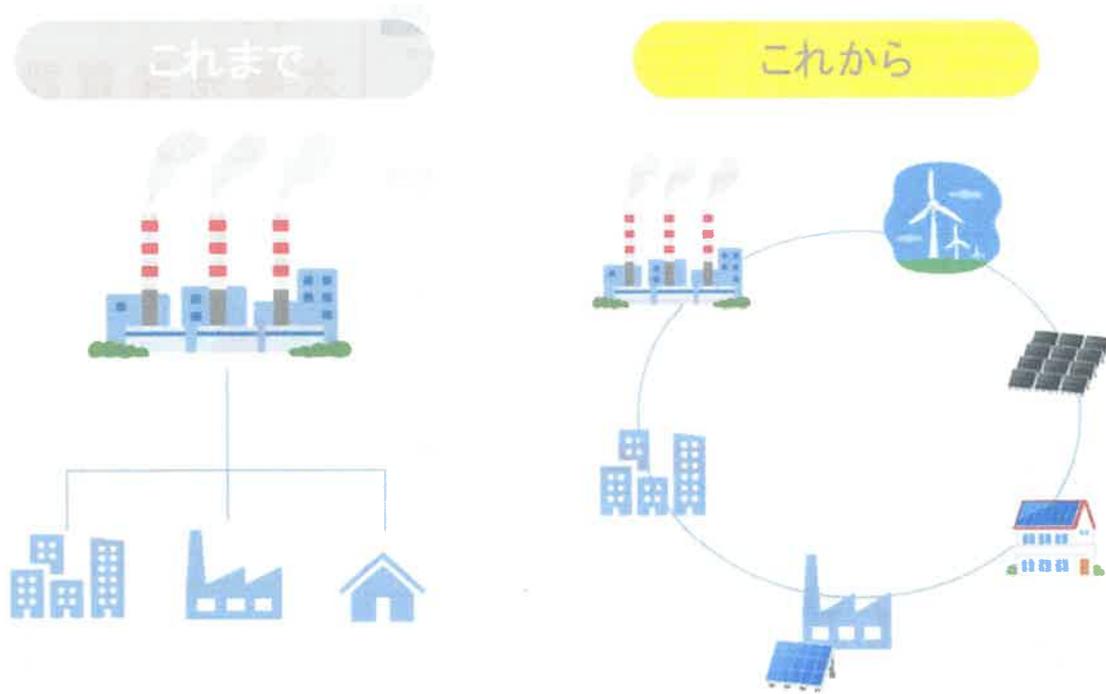
A 初期設置費用を「ゼロ」にするサブスクリプションがあります。また、国としても支援策の充実を検討しています。

Q 新たな制度はいつから始まるの？

A 2年程度の準備・覚悟期間を設定し、令和5年10月1日より施行します。
（令和4年12月の都議会にて条例が可決・成立）

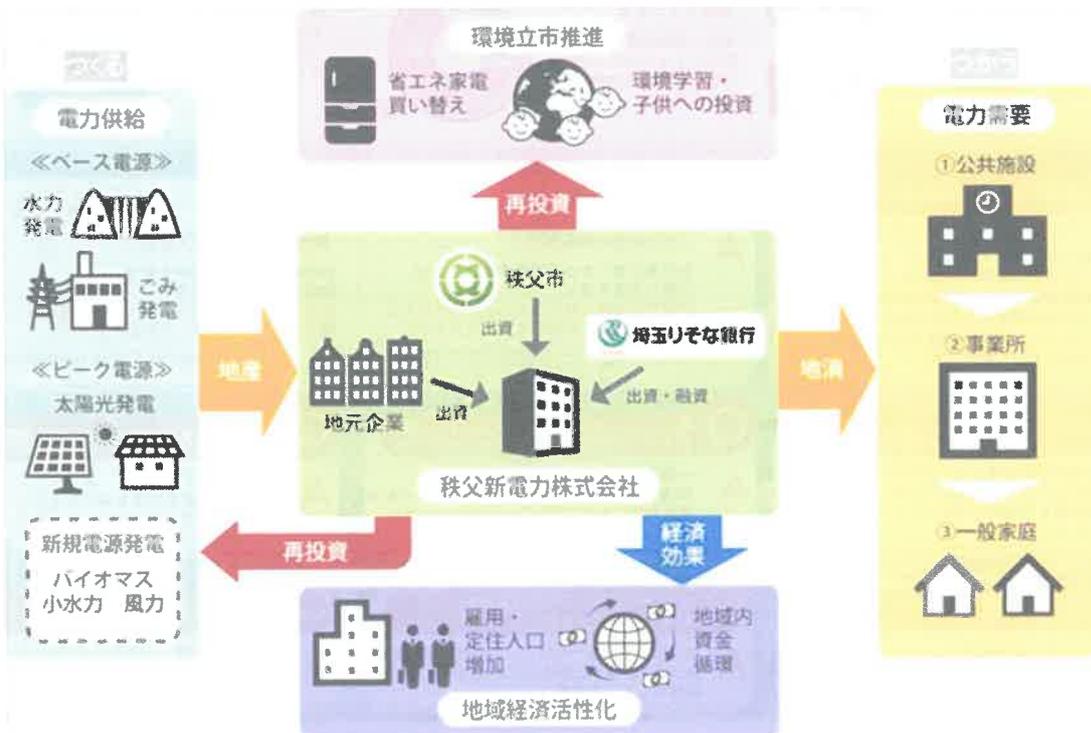
変わる電力供給の仕組み

3



ビジネスモデル

4



ちちぶ産の再生可能エネルギー（FIT電気含む）の電気を優先して調達しています。



【募集】ちちぶEcoサポータープラン

⚡ 卒FIT太陽光を売っていただくことで

ちちぶの

🌿 **Ecology** (低炭素化) と
🔄 **Economy** (地域経済) を

応援 することができます！



プランA

8.7 買取単価
円/kWh

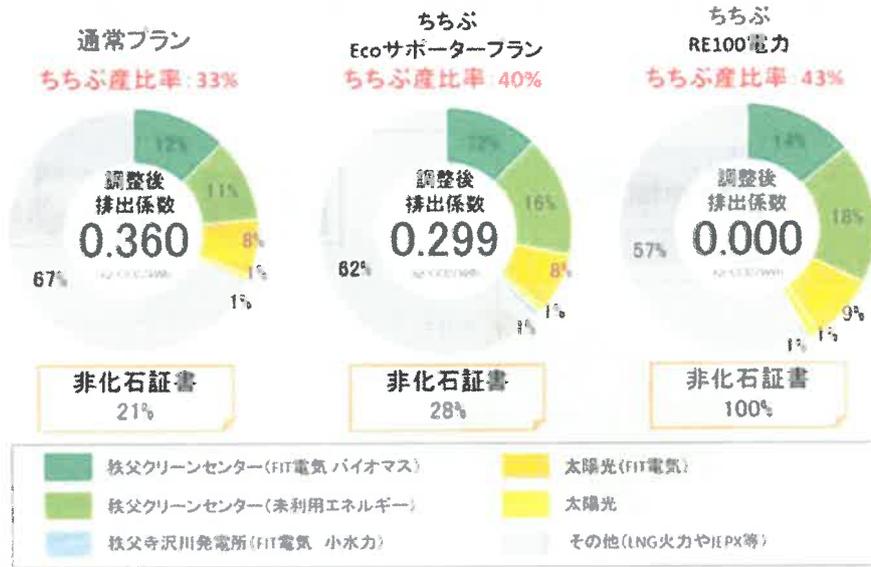
プランB

8.5 買取単価 円/kWh + **3** 地域通貨
千円(1回)

ちちぶ地域へのEco応援効果



※100件での年間効果の試算結果

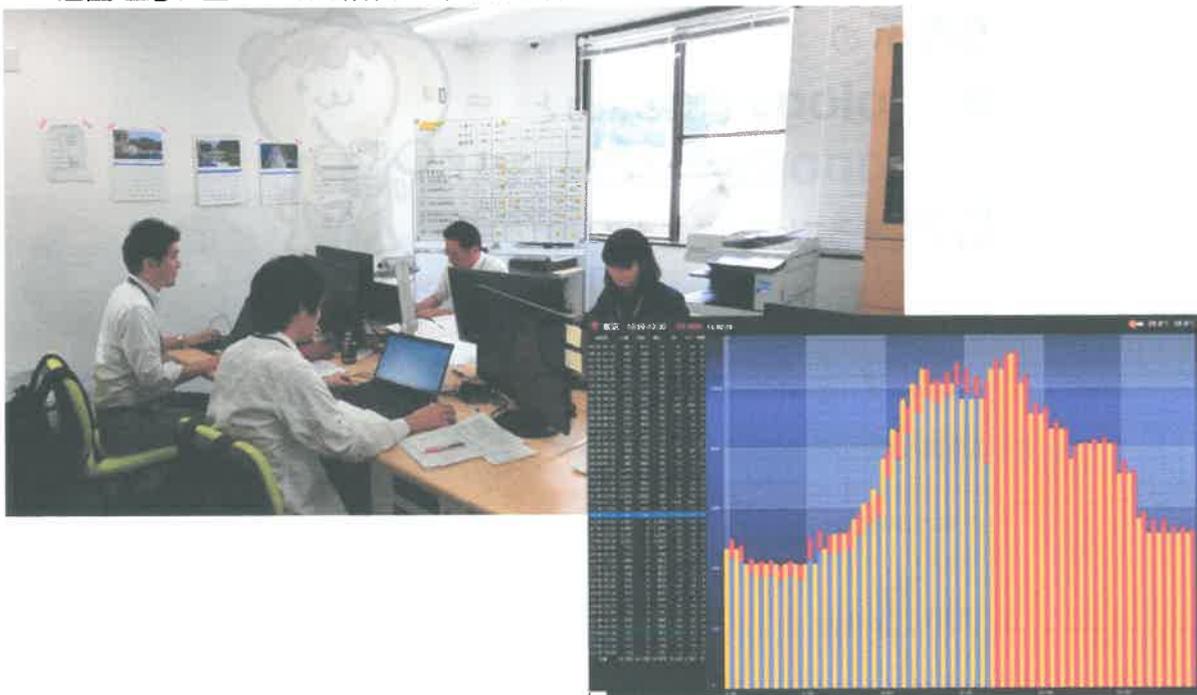


※1: FIT電気とは、太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスの再生可能エネルギー電源を用いて発電され、固定価格買取制度(FIT)によって電気事業者に買い取られた電気のことです。当社がこの電気を調達する費用の一部は、当社のお客さま以外の方も含め、電気をご利用の全ての皆様から集めた賦課金により賄われており、この電気のCO2排出量については火力発電なども含めた全国平均の電気のCO2排出量を持った電気として扱われます。

※2: FIT電気分に環境価値を持つ非化石証書等を組み合わせることで、実質的に再生可能エネルギーを提供(当該電力はCO2排出量も0となります)しております。

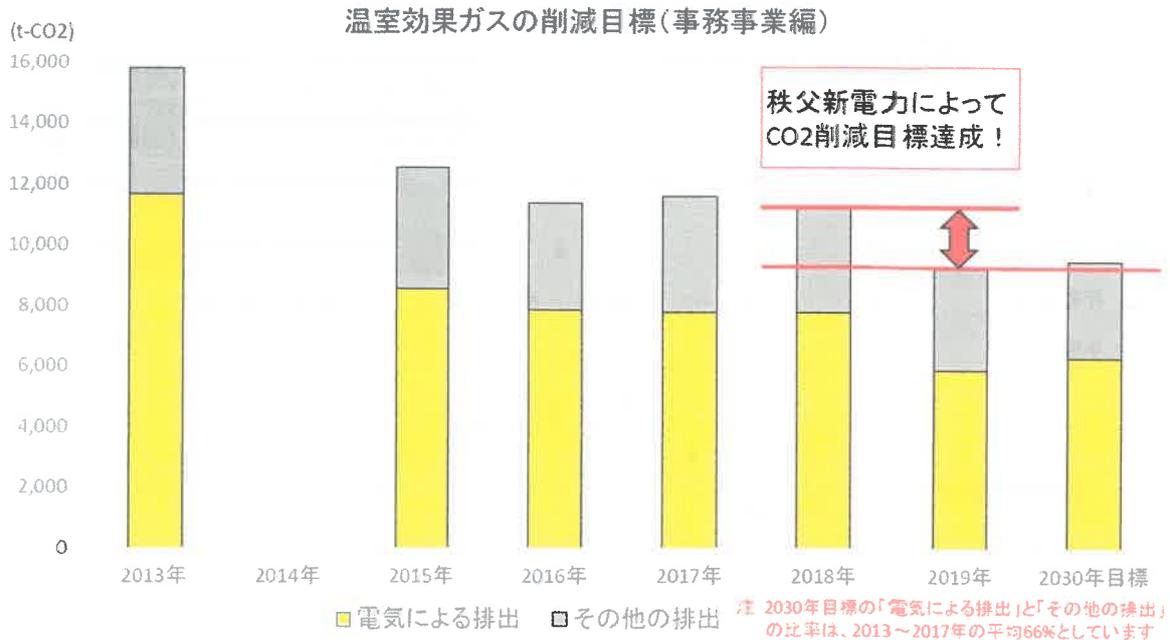
需給管理

経営理念に基づいて需給管理業務は自社で実施



出典：地域新電力の可能性と今後 2023年7月19日 秩父新電力株式会社

- ・ 秩父市では公共施設のCO2排出量を2013年比で2030年までに40%削減する目標を設定。
- ・ 秩父新電力の電力に切替えることで2030年目標値を前倒しで達成。



ゼロカーボンシティ宣言

秩父市は2050年までにCO2排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」に取り組むことを宣言します

① 「ゼロカーボンシティ」の実現に向けて取り組むことを宣言します

秩父市では、2050年までに市内の二酸化炭素(CO2)排出量実質ゼロ※を目指す「ゼロカーボンシティ」の実現に向けて取り組むことを埼玉県で初めて宣言します。

今後、「ゼロカーボンシティ」の実現に向け、各種の取り組みを進めます。

※CO2の人為的な発生源による排出量と、森林等の吸収源による除去量との間の均衡を達成すること。

② 取り組み内容

- 市が出資する地域新電力会社「秩父新電力株式会社」と連携し、市内の再生可能エネルギーによる電源開発等の事業に取り組み、「ゼロカーボン電力」の提供の実現を図ります。
- 市内の先進モデルとして、現状の市公共施設の温室効果ガス排出量削減目標について、「現状目標の達成年度の前倒し」および「排出量ゼロ」に向けた取り組みを進めます。
- その他、「ゼロカーボンシティ」の実現に向け、計画的に各種施策を推進します。

出典:秩父市HP <http://www.city.chichibu.lg.jp/7936.html>

秩父新電力の役割

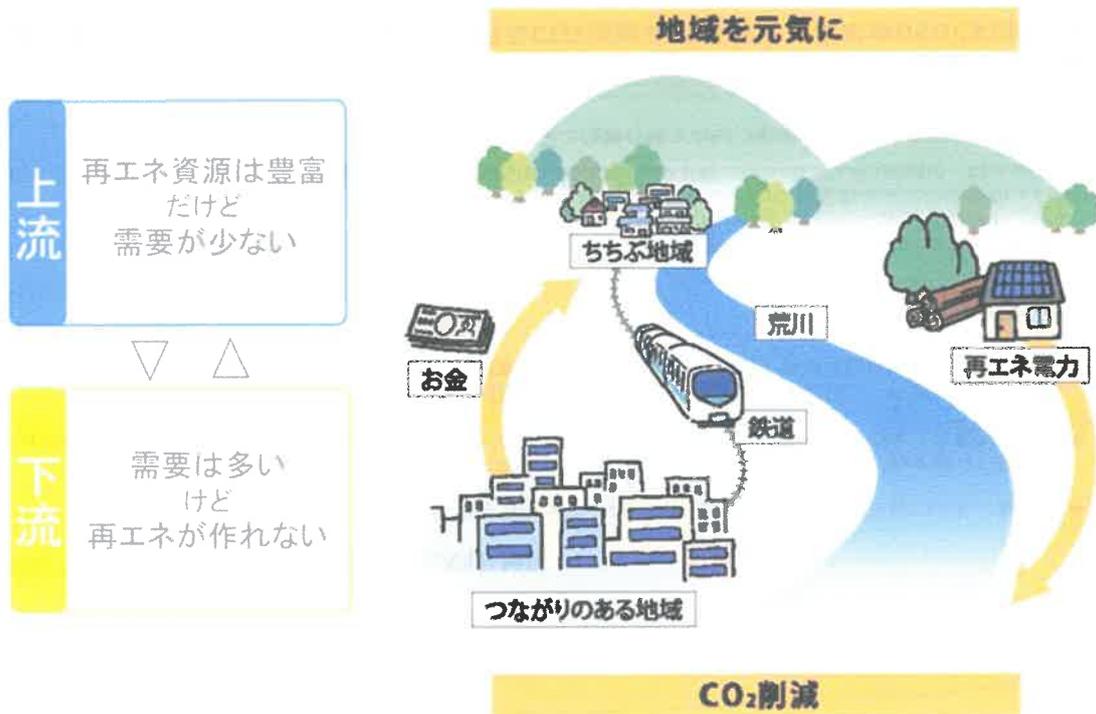
低炭素電力の長期的安定供給

市役所をはじめとした 27施設で CO₂排出ゼロに！

秩父市役所



姉妹都市・荒川区／豊島区への電力供給



アズ企画設計 様



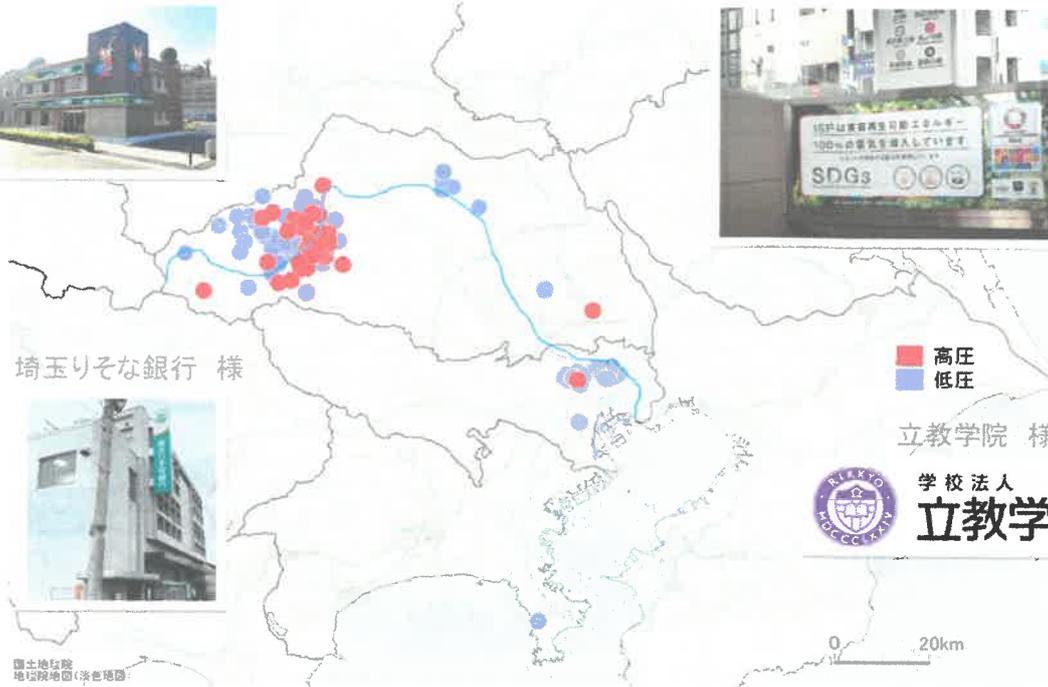
池袋ショッピングパーク様



埼玉りそな銀行 様



国土院
地院地図(水害地図)



■ 高圧
■ 低圧

立教学院 様



学校法人
立教学院

環境学習プログラムの提供

西武鉄道 環境活動・地域貢献活動プロジェクト

西武鉄道 × 秩父エリア

第26回 環境活動ご報告 2020年8月13日(木)

私たちは、西武鉄道の「環境活動・地域貢献活動プロジェクト」を応援しています。

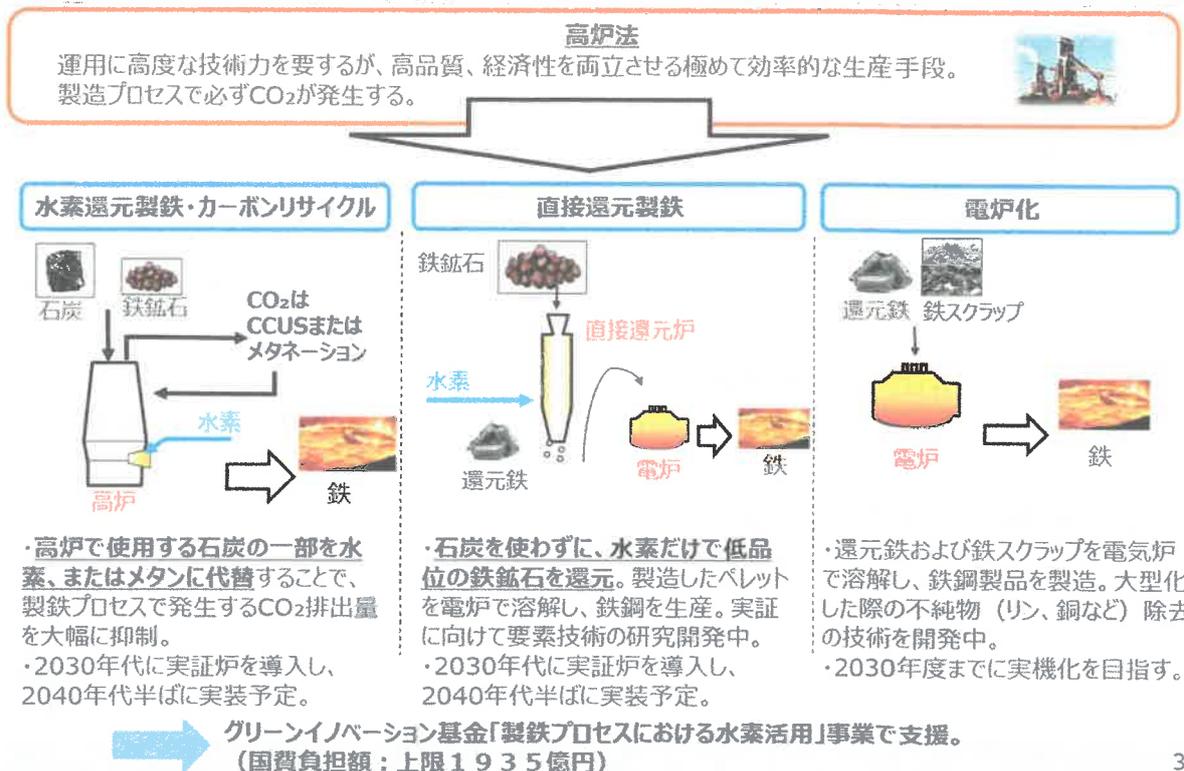


総括

西武鉄道
環境活動・地域貢献活動
プロジェクト

西武鉄道は、環境活動・地域貢献活動を通じて、社会に貢献することを目的として、環境活動・地域貢献活動プロジェクトを推進しています。このプロジェクトは、環境活動・地域貢献活動を通じて、社会に貢献することを目的として、環境活動・地域貢献活動プロジェクトを推進しています。

鉄鋼産業の生産プロセス転換



各国鉄鋼メーカーの脱炭素化に向けた取組（日本）

日本製鉄

- ・2030年までにCO₂総排出量を30%削減。(2013年比)
- ・2050年に向けて大型電炉での高級鋼量産、水素還元製鉄、CCUSなどを含めた複線的なアプローチでカーボンニュートラルを目指す。
- ・GI基金を活用し、2025年度下期より君津第二高炉においてCOURSE50高炉の実機検証を開始予定。また、波崎研究開発センターに小型試験電気炉および小規模試験直接還元炉を設置し、それぞれ2024年度、2025年度から試験開始予定。

JFEホールディングス

- ・2030年までにCO₂総排出量を30%以上削減。(2013年度比)
- ・2050年カーボンニュートラルの実現を目指し、カーボンリサイクル高炉とCCUを軸とした超革新的技術開発に挑戦。
- ・GI基金を活用し、カーボンリサイクル試験高炉、水素直接還元小型ベンチ試験炉、試験電気炉を東日本製鉄所千葉地区に建設。カーボンリサイクル試験高炉は2025年に稼働し2026年まで、水素直接還元小型ベンチ試験炉は2024年に稼働し2026年まで、試験電気炉は2024年に稼働し2025年まで、に実証試験を完了する予定。

神戸製鋼所

- ・2030年までに生産プロセスにおけるCO₂を30~40%削減。(2013年度比)
- ・2050年カーボンニュートラルに向け、技術・製品・サービスで1億t以上のCO₂排出削減に貢献する。
- ・既存技術の省エネ化と革新技術（COURSE50、フェロコックス）の開発に加え、MIDREX®技術（直接還元鉄製造）により、CO₂排出削減で業界をリードしていく。
- ・2022年5月より、低CO₂高炉鋼材「Kobenable Steel」を商品化。
- ・GI基金を活用し、高砂製作所において小型商用電炉を改造し、2022年度に試験開始予定。

出典：経済産業省 鉄鋼業のカーボンニュートラルに向けた国内外の動向などについて

https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/green_innovation/energy_structure/pdf/010_04_00.pdf

1 可燃ごみ戸別収集について

(2) 可燃ごみ戸別収集の特徴

● 社会情勢の変化への対応

ごみ集積所までごみを運ぶ必要がないことから、少子高齢化などによる核家族化の進行、子育て世帯などのニーズの多様化に伴うごみ出しの手間を省くことができます。

また、自治会・町内会で維持・管理いただいております道路上などの可燃ごみ集積所を廃止することから、従来のように維持・管理いただく必要がなく、担い手の高齢化問題などによる負担を緩和できます。

● ごみの排出状況の改善

ごみ出し責任の明確化によるごみのさらなる減量化・資源化、ごみ集積所の位置などの公平性が保たれます。

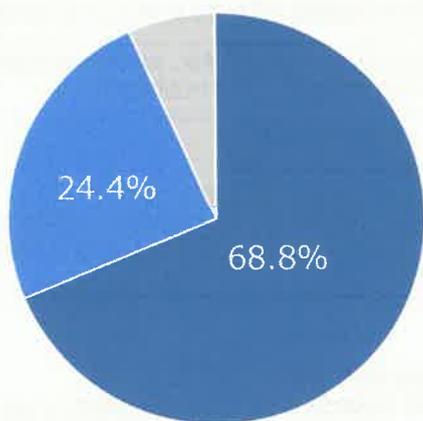
● 景観・安全面の改善

道路上などの可燃ごみ集積所がなくなることにより、景観や通行に対する安全面の向上に期待できます。

1 可燃ごみ戸別収集について

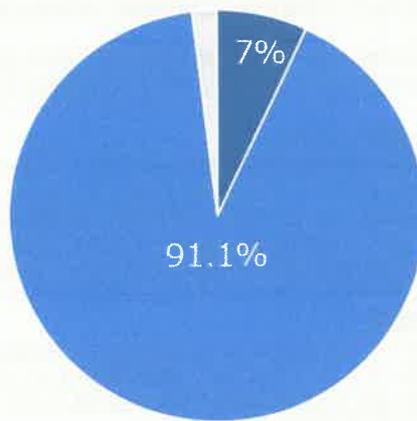
(4) モデル地区でのアンケート結果②

戸別収集で景観はどうなったか



■ 良くなった ■ 以前と変わらない ■ 悪くなった

戸別収集で近所付き合いはどうなったか



■ 良くなった ■ 以前と変わらない ■ 悪くなった

資料 1 2 葉山町 戸別収集開始のお知らせ

戸別収集と資源ステーション

戸別収集では、各家庭のごみを今までの「ごみステーション」ではなく、「家の前（道路に面した敷地内）」に出し、1軒ずつ収集していく方法で、「燃やすごみ」・「容器包装プラスチック」・「プラスチックごみ」について集めます。

その他「缶・ビン」、「紙」、「金属」などは資源ステーションへ出してください。マンションやアパートなど、集積所が決まっている場合には、今までと変わらず、そこにごみを出してください。

先行地区での検証

戸別収集の先行地域では、燃えるごみの量が平均して 17%ほど削減できています。また、実施前には約 18%もあった「資源化できる衣類や紙」が、半分の約 9%に減少しました。

この結果を踏まえ、平成 27 年度には、町全域での燃えるごみの量を平成 22 年度と比較し、30 パーセントの削減を目標としております。

出典：葉山町 HP より <https://www.town.hayama.lg.jp/soshiki/kankyoku/1/1/2/1127.html>

ごみ・資源の分け方と出し方

戸別収集・資源ステーション方式説明 VTR

出典：葉山町 HP より <https://www.town.hayama.lg.jp/soshiki/kankyoku/1/1/2/857.html>

動画：<https://www.youtube.com/watch?v=MKO3dPFu6Tc&t=242s>

資料 13 「ソーラーシェアリング」発案者 長島 彬先生にインタビュー！

① 「ソーラーシェアリング」って??

ソーラーシェアリング(旧称:営農型発電設備)は、農地の上部空間に太陽光発電設備を設置し、農業と発電事業を同時に行いながら、太陽の光を「発電」と「農業」でシェアする取組みのことです。

従来の地面に置くタイプの太陽光発電では、地面を「平面的」に利用していたため、他の目的に使用することはあまり考えませんでした。ソーラーシェアリングでは、農地を「立体的」に積極的に使うことで、電力と農作物の両方を得ることができ、農家の大幅な収入アップが期待されています。

また、不要メガソーラーのように新たな不毛の地をつくらず、自然を活かしながら発電ができることが大きな特徴です。

② 「ソーラーシェアリング」を発明したきっかけは?

私は、定年退職後、慶應義塾大学法学部に入学して法律を本格的に学びました。さまざまな分野の授業を受講する中で、生物の教科書の光合成の説明の中に「光飽和点」という言葉が出ており、そこから「ソーラーシェアリング」の基本構想を発案しました。2004年に特許を出願し、2005年の公開後、審査請求さえせずに放置して、誰もが無償で使用できるように「公知の技術」としました。

③ 「光飽和点理論」について詳しく教えてください。

作物にはある程度の太陽光が必要ですが、強すぎる直射光は、我々動物と同じように、植物にとっても有害無益で利用されていません。適切な明るさの光以外は光合成に使えないため、不要のものとなるのです。そこで、農地や牧場などに太陽光パネルを設置し、太陽光を作物と分け合えるようにすれば、太陽光発電の根本的な欠点である「大面積が必要」という問題を解決して一気に資源のない日本のエネルギー問題が解消できると考えたのです。

一方、植物の中には、トウモロコシやサトウキビのように「光飽和点がない」とされているものもあります。こうした植物は、光が強ければ強いほど成長するとされており、ソーラーシェアリングすると成長が悪くなると予想されます。しかし、結果は逆だったのです。私が所有する実証実験場で2年にわたって作付け試験を行った結果、トウモロコシ等の「光飽和点がない」といわれている植物も、適切なソーラーシェアリングを行えば遜色のない収穫を得る可能性が確認できました。

出典:城南信用金庫「ソーラーシェアリング」発案者 長島 彬先生にインタビュー!

<https://www.jsbank.co.jp/solar/interview.html>

資料 14 ソーラーシェアリングを利用した SDG's 事業

ソーラーシェアリングとは？

立体的に土地を活用することで農業と太陽光発電の両方を行うことが可能になり、更に発電したエネルギーを農業設備や地域の電力供給として利用することも可能となります。

パネルの日陰により生育を心配する声も聞かれますが、作物に合わせた適切な日照量（光飽和点）を確保すれば問題ありません。弊社では光飽和点をはじめとする農業のノウハウもしっかりと構築してきました。（中略）

一般的に農業とエネルギーを切り離して考えている人も少なくありませんが、実際には農業は多くのエネルギーを使うものです。

例えば水耕栽培では莫大な電力を必要とするため、エネルギーコストというのは深刻な問題です。水流や水温調整が常時必要なのはもちろんのこと、作物によっては温度や湿度の管理など環境制御にかなり重要な役割を果たしています。

また、その他のメリットとしてソーラーシェアリングは災害時の対策としても有効です。弊社農園のソーラーシェアリングは過去の大型台風でも影響がなかった実績があり、とても堅固な設計になっております。蓄電池も併用すれば、夜間電力にも対応できるので非常用のインフラ設備としても価値があります。

今後EV車が普及してくれば、エネルギーステーションとしての役割を果たすようになるかもしれません。（後略）

昨今のソーラーシェアリングビジネス事情

（前略）これからのソーラーシェアリングビジネスは脱FIT、即ち自家発電自家消費がメインとなっていきます。その中でキーワードとしては、これまでの「売電利回り」「農業経営安定」といったものから「カーボンニュートラル」「CO2 排出権」「Jクレジット」「地域創生」と、より環境価値に特化したものが主流となっていきます。（後略）

出典：ソーラーシェアリング協会 https://solar-sharing.org/?gclid=CjwKCAjwloynBhBbEiwAGY25dA4sMleOpav7swpOcvoQunapC8OmTC6MPH5r0xjqldExvqM0FPxyXR0CGj4QAvD_BwE

関連動画：<https://www.youtube.com/watch?v=o-EITFoPxHM&t=2s>

関連動画：<https://www.youtube.com/watch?v=5yZ-QhpJsis>

資料15 不耕起栽培のメリット・デメリット。不耕起栽培を始める前に知っておきたいポイントと不耕起栽培がもたらす効果や影響について。

不耕起栽培のメリット

- 耕うん・整地作業が省略できる
- 耕うん・整地作業の省略により燃料費および機械費を削減できる
- 土壌侵食（風食・水食）を抑制できる
- 土壌水分の浸潤性や保水性に優れる
- 土壌表面の植物残さ被覆により鳥害回避や雑草防除に効果がある
- 土壌有機物の分解が抑制されることと植物残さがすき込まれないことから、地表層に有機物が集積する

出典：農業メディア | Think and Grow ricci 農業の未来を実現する <https://www.kaku-ichi.co.jp/media/crop/earth-building/no-till-farming>

資料16 CO2固定で注目の「耕さない農業」、自然のシステムが持つ可能性とは？

-大気中のCO2を地中深くに戻す「CCS」と、今回受賞理由となった「不耕起栽培法」との違いは何ですか。

「CCSとは、発電所などで排出されたCO2を回収、圧縮して液化し、地中1万フィートの深さ、または海底に封じるという方法。私たちが提唱する不耕起栽培法による炭素固定は、自然のプロセスを使っている。植物が成長するとCO2から炭水化物を作り、枯れる。さらに枯れた植物が土中に残り、微生物により腐食がおきて炭素が取り込まれる。この現象は地中表面の30-50センチメートルで起きていることだ」

-二つの手法のどちらが優れていますか。

「よく聞かれるが、どちらがいいかは言いがたい。炭素固定量は、不耕起栽培法では1ヘクタール当たり年間0.5トンで、一方CCSで10万トンだ。しかし不耕起栽培法では土壌の質が改善され、農業生産性が向上する。二者択一ではなく、両方の手法が必要になるだろう」

出典：ニュースイッチ 2019年01月28日 <https://newswitch.jp/p/16262>

※CCSについては日本には適した地層がほぼ無いとされています。

資料17 人は気温何度まで耐えられるのか

定説では《湿球温度35℃》、研究結果では《湿球温度30℃～31℃》

(前略)「湿球温度」とは温度計の球部を湿らせたガーゼで包んだ状態で測定される温度です。平常時であれば気化熱によって、普通の温度計よりも低い数値を示しますが、空気中に水蒸気が飽和していると温度計と同じ数値になります。

この湿球温度で35℃(湿度100%で35℃、湿度50%で46℃)になりますと人体にはかなりの負荷がかかり、健康的な若者であっても数時間で死に至ると言われていました。

しかし「湿球温度35℃」とは論理上の数値であり、実際に検証されていませんでした。そこでペンシルベニア大学の研究チームが計測を試みたところ、人間が体温調節機能を維持できる湿球温度は35℃を大幅に下回るという結果に至りました。健康的な若者であっても、実際に体温調節の保てる湿球温度は30℃から31℃、ましてや高齢の方になると体温調節機能も衰えており、限界値はさらに低くなると予想されます。

湿度が高くなければ大丈夫？

人間は汗をかき蒸発させることによって体外に熱を放出しています。ところが湿度が75%以上ある状態では発汗作用を効果的に機能させることができなくなってしまうのです。湿度が飽和状態になっているため、汗の蒸発が妨げられてしまうどころか、外気の熱が皮膚を透して体内に入ってきてしまいます。その結果、体内に熱が溜まる一方になり、いわゆる熱中症が引き起こされます。(後略)

出典：テンミニッツTV https://10mtv.jp/pc/column/article.php?column_article_id=3522

提出日：令和5年8月25日

陳情者住所：習志野市花咲2-8-14 ベルエアー高島205号

ふりがな よしの としゆき

氏名：吉野 俊行

連絡先：[REDACTED]

習志野市議会議長 佐々木 秀一様

文教通り沿いの松並木の剪定に関する陳情

【陳情趣旨】

私たちの住んでいる東習志野3丁目の文教通りには、昔からの松並木がありますが、最近では全く手入れがされず伸び放題になっています。習志野市名木百選の中で、この松並木は「姿や形がきれいな木」として紹介されていますが、地域に住んでいる住民にとっては落ち葉の処理等で大変苦勞をしています。また、松並木が3階建てのマンションより大きくなっていることから台風などの災害時に、松の木が倒れて周辺に被害をもたらすのではないかと危惧しています。場所によっては日当たりが悪く、冬場などは午後にならないと日が当たらない状況にもなっています。

道路・公園等樹木の所有者および管理者は習志野市です。管理の方法について地元住民との協働は必要ですが、最後は市の責任と権限において判断しなければ、市の責任放棄であると感じられます。

そこで、文教通り沿いの松並木を「姿や形がきれいな木」として剪定をお願いしたく、ここに陳情させて頂きます。別途、この趣旨に賛同する者の署名簿を添えて提出させて頂きますので、何卒速やかなるご配慮の程をお願い申し上げます。

【陳情項目】

1. 樹木医による診断を速やかに行うこと。
2. 倒木の恐れがある樹木に関しては速やかな措置を行うこと。
3. 樹木医の立会いの下、剪定作業を実施すること。
4. 市の責任と権限において、道路・公園等の樹木を適正に管理すること。

令和5年8月29日

陳情人 習志野市東習志野3-5-18

渡邊 明

~~外 32 名~~

習志野市議会議長
佐々木秀一様



北朝鮮の金正恩氏（以下、敬称略）による人工衛星（軍事偵察衛星）と称する事実上の弾道ミサイルの発射について市議会で「金正恩に抗議する決議」を求める陳情

【陳情趣旨】

北朝鮮の金正恩が令和5年8月24日に人工衛星と称する事実上の弾道ミサイルを発射しました。これは本年5月に続きまた失敗に終わりましたが、発射自体、明確に国連安保理決議に違反しておりかつ、我が国（沖縄県）の上空を通過しています。

習志野市議会では昨年3月及び12月続けて本年6月にもほぼ同趣旨の決議文を発出していますが、弾道ミサイル等の発射を一向に止める気配のない金正恩に対し、平和を愛しこれを希求する習志野市（民）として、発射する度に抗議文を決議・発出し続けることが必要だと思えます。

【陳情項目】

表題の通りです。

尚、本陳情提出後、9月議会会期末までに金正恩が核実験を行った場合は、委員会、本会議等で核実験に対する抗議文の追加発出もご検討ください。その理由は単純明快です。「金正恩（北朝鮮）には核の保有も国際社会（国連）で認められていないため」です。

令和5年8月30日

習志野市鷺沼台4-7-11

緒方直行

習志野市議会議長 佐々木 秀一 様



加齢性難聴者の補聴器購入助成制度創設を求める請願

紹介議員

大宮 功夫

宮内 一夫

奥 重則

荒原 ちよみ

入沢 としゆき

谷岡 隆

石左藤 まり



加齢性難聴者の補聴器購入助成制度創設を求める請願

2023年8月30日

習志野市議会議長

佐々木秀一殿

全日本年金者組合習志野支部 支部長 山川禎一

習志野市実綱 5-20-2

社会保障推進習志野市協議会 会長 市川寿子

習志野市東習志野 4-9-31

【請願趣旨】

3年に及ぶ新型コロナの感染拡大、そして異常な物価高と上がらない賃金に市民の暮らしは深刻な打撃を被っています。とりわけ人との会話が困難になり補聴器が欲しいと思っても現在数万円から数10万円と非常に高額で多くの高齢者にとって入手困難な器具となっています。

いま高齢者の2人に1人は難聴であると推定されています。難聴の悩みは深刻です。本人はもちろん家族も悩んでいます。家族や周りの人々とのコミュニケーションがとりにくく誤解や孤立を招く原因になることもあります。

また難聴は認知症の悪化を進行させると指摘されています。これらの問題の解決には補聴器をできるだけ早めに使用することが効果的であるといわれています。補聴器購入助成制度は千葉県でも浦安市、船橋市、鎌ヶ谷市で実施しており全国の自治体でも広がっています。

聞こえにくい、聞こえないというのは高齢者の社会参加・再雇用などの障害になっています。

高齢者になっても生活の質を落とさず、心身ともに健やかに過ごすことができるよう、補聴器を身につけることは、緊急かつ切実に求められています。

以上の理由により、下記の項目について請願いたします。

【請願項目】

1. 加齢性難聴者の補聴器購入に対する助成制度を作ってください。
2. 成人健康診断に聴覚検査を加えてください。

地方自治法第124条の規定により、上記のとおり請願します。

以上

昨年2月の「キャッシュレス還元キャンペーン事業」での
 予算額を大きく超えた「失政」に対する賠償を求める陳情

陳情趣旨

このキャンペーンは総額4000万円で行った結果、予算額を大きく上回って1億4千4百万円となりました。その結果市民の税金である基金から支払う為に「補正予算」案を全会一致で可決されました。これを市長は全会一致であるから「失政」ではないと言っておられましたが、私の判断は市長の回答は間違いであると考えます。議会で全員が賛成だったのはこの案に対して反対意見が過半数となった場合、NTTドコモに対する契約不履行となり、損害賠償訴訟が発生してしまうからだと思います。同時に一般的に民間で言う「不渡り手形」同様となり、社会的に大きな問題になってしまうことに懸念した結果だったと考えます。更には、市長は予算は大きく超えたが「前回の実績を大きく上回った」と言っておられますが、本来はコンビニには一般の市内の商店を応援するためだからキャンペーンを摘要しないとなっていたのを自己判断で変更したため予算を大幅に超えて、習志野市以外の市民に恩恵を与えて市民の税金で他の市民に恩恵を与えてしまったと推測できます。その上、50%と大きなポイントであったために、多くの商品の転売が行われたとも聞いております。次にこのような「失策」は近年「個人賠償」適用が多くなり、全国的に話題になるほど多くなってきており、「私の部署ではないから、私の責任ではないから」などは通用しなくなっているのです。従って昨年あたりから習志野市では課長職以上の方が「個人賠償責任保険」に加入する様子がかがえるようになりました。中には民間では請求されないと反論する人がいますがこれも間違いで、半年ごとにボーナスで減額されることは多くあることなのです。別の言い方では今まで市の職員の方は、市の税金で救われていたと言うことなのです。つい最近のことですが、川崎市で小学校のプール給水バルブの操作ミスで190万円の損害が発生して、半額の95万円を校長と担当職員に「賠償請求」が行われたのです。この様な観点から、市民にも市長を筆頭に選出の責任がありますので半額を負担して、残り半額を習志野市関係者に下記の陳情内容で委ねたいと思います。

この様な理由により、下記の項目について陳情します。

陳情項目

1. 予算超過金額1億4百万円の半額5千2百万円を市長提案による議会の判断で賠償をしていただく「条例」の制定を陳情します。
2. このキャンペーンは「失政」ではないと言うことを言われましたが、市長以外の方からの説明をお願いいたします。
3. 予算の3.6倍にもなったことは何の責任もないのであれば、何のために「予算」が必要かを市長に説明願いたい。

令和5年 8月31日

住所
氏名
電話番号

習志野市香澄1-5-3-208
高橋 政敏

習志野市議会議長 佐々木秀一様 へ

